

平成 25 年 8 月 12 日
みどりとみず政策担当部

世田谷区みどりの基本条例の一部を改正する条例について

(付議の要旨)

「世田谷みどり 33」の実現に向け、民有地の緑化を一層推進するため、建築に伴う「みどりの計画書」の届出対象を拡大するよう、世田谷区みどりの基本条例の一部を改正する。

1 主旨

「世田谷みどり 33」の実現に向け、区では「みどりとみずの行動計画」に基づく様々な取り組みを計画的に推進しているが、区内の民有地の緑被率は減少している。

その減少に歯止めをかけるとともに、宅地のみどりの量を確実に確保するため、建築行為等に伴うみどりの保全及び創出に関する計画書の届出対象（原則として敷地面積 250 m²以上）を拡大するよう、「世田谷区みどりの基本条例」の一部を改正する。

このたび、条例改正素案に対する区民意見募集を経て、条例改正案を取りまとめたので、区民意見の概要とあわせて報告する。

2 区民意見募集の結果

実施期間 平成 25 年 5 月 15 日～ 6 月 7 日

意見提出件数 24 件（9 人）

意見内訳

- ・ 条例素案全体について 12 件
- ・ 条例素案以外について 12 件

意見の概要と区の考え方

別紙 1 『「世田谷区みどりの基本条例の改正（素案）」への意見の概要と意見に対する区の考え方』のとおり。

3 改正内容（別紙 2「概要版」参照）

建築行為等に伴うみどりの保全及び創出に関する計画書の届出対象に、風致地区以外の区域における面積 150 m²以上 250 m²未満の敷地における建築行為を追加する（風致地区は従前より 250 m²未満も届出対象）。

なお、当該敷地規模の緑化基準については、条例改正後、みどりの基本条例施行規則に定める。

4 素案からの主な変更点

(1) 地区計画等に基づく緑化規定との整合

地区計画、沿道地区計画及び地区街づくり計画において緑化に関する事項が定められている地区では、地区の緑化ルールを尊重し、新たに拡大する届け対象(150㎡以上250㎡未満)の敷地での建築行為を本条例の届出対象外とした。

ただし、緑化水準の低下を避けるため、条例施行規則に定める緑化基準を上回る水準の緑化基準を定めた地区内の敷地での建築行為に限って対象外とする。

そのため、「規則に定める敷地を除外する」規定を条例案に設けるとともに、除外する敷地について施行規則に定めることとした。

(2) 緑化が困難な場合の緩和措置

高架下、道路予定地など緑化が困難な敷地での建築や、法定建ぺい率が80%以上の区域内の敷地での商業施設の建築など、樹木の植栽が困難な場合について、新たに拡大する届け対象(150㎡以上250㎡未満)の敷地での建築行為に対して緑化の基準を緩和できることとした。

そのため、緑化基準の緩和措置を施行規則に規定することとした。

5 条例新旧対照表

別紙3のとおり。

6 今後の予定

平成25年	9月	4日	都市整備常任委員会(条例改正案報告)
	9月		第3回区議会定例会(条例改正の提案)
平成26年	4月	1日	改正条例施行(予定)